

「長野県景観計画」の改定及び「木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画」の策定について縦覧します

県全体の景観育成の方向性を示すため、本年7月に策定した「長野県景観育成ビジョン」を踏まえ、景観法及び長野県景観条例に基づく「長野県景観計画」を改定しました。

また、本県を代表する多様な景観資源に恵まれた木曽地域を新たに景観育成重点地域に指定し、地域の特性を踏まえた景観計画を策定しました。

これらの景観計画につきまして、景観法第9条第6項及び同条第8項の規定に基づき、縦覧に供します。

1 景観計画の改定及び策定内容

(1) 「長野県景観計画」の改定

長野県景観育成ビジョンとの整合を図るとともに、近年の土地利用や施設整備の動向を踏まえ、新たな景観課題への対応や景観育成に関する制度の充実を図るため、改定を行いました。

(2) 「木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画」の策定

御嶽山や中央アルプスなどの雄大な自然景観に加え、妻籠宿や奈良井宿などの歴史・文化的景観を有する木曽地域について、その優れた景観を守り、地域の魅力として活かしながら将来にわたって継承していくため、「木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画」を策定しました。

2 告示日

令和8年10月22日(木)

3 縦覧の期間及び時間

- ・告示日から令和9年3月31日(水)まで(閉庁日は除く)
- ・午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

- ・長野県 建設部 都市・まちづくり課
- ・「木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画」は、長野県 木曽建設事務所 整備・建築課 および長野県 松本建設事務所 建築課でもご覧いただけます。
- ・長野県ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20261022keikakukaitei.html>

5 計画の運用開始日

(1) 「長野県景観計画」 令和8年11月27日(金)

※「第3章 良好な景観育成のための行為の制限」は令和9年4月1日(木)

(2) 「木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画」 令和9年4月1日(木)

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 建設部 都市・まちづくり課 景観係
小林、花岡

電話 026-235-7348(直通)
026-232-0111(代表) 3365(内線)

FAX 026-252-7315

E-mail keikan@pref.nagano.lg.jp